

別表 保育士修学資金貸付の対象となる従事先施設等

▲印の施設は児童の保護等の業務に従事できるか注意が必要。

法令・通知等		施設等種類	
全国		国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164条）第27条第2項の委託を受けた施設	
		肢体不自由児施設「整肢療護園」	
		重症心身障害児施設「むらさき愛育園」	
県内施設	児童福祉法	第6条の2の2第2項に規定	児童発達支援（児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設）
		第6条の2の2第4項に規定	放課後等デイサービス（児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設）
	第7条に規定	助産施設	
		乳児院	
		母子生活支援施設	
		保育所	
		幼保連携型認定こども園	
		児童厚生施設	
		児童養護施設	
		障害児入所施設	
		児童発達支援センター	
		児童心理治療施設	
		児童自立支援施設	
		児童家庭支援センター	
	第12条の4に規定	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設	
	第18条の6に規定	指定保育士養成施設	
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの	i) 法第59条の2の規定により届出をした施設	
		ii) i) に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設	
		iii) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設	
		iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設	
		v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設	
	第6条の3第9項から第12項までに規定	家庭的保育事業	
		小規模保育事業	
居宅訪問型保育事業			
事業所内保育事業			
第6条の3第13項	病児保育事業		
第6条の3第2項に規定	放課後等児童健全育成事業		
第6条の3第7項に規定	▲一時預かり事業		
学校教育法	第1条に規定	▲教育時間の終了等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設	
		▲認定こども園への移行を予定している施設	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項に規定	認定こども園	
子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号に規定	離島その他の地域において特例保育を実施する施設	
	第59条の2第1項の規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助実施要綱」の第2の1に規定	企業主導型保育事業	